

召喚状

(住所身分職業)

(氏 氏)

右(云々)の事件に付尋問の筋有之(何月日時)當裁判所に出頭可致者也

明治 年月

(何裁判)

日

(所之印)

(何)裁判所

豫審判事

書記

(氏 名 印)

(氏 名 印)

割印

受取人の署名捺印若し能ざる時其事由

送達したる月日時

送達したる場所

親屬雇人若くは戸長へ書類を渡したる時其事由

右之通取扱候也

明治 年月 日

使丁

(氏 名 印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

(何)檢事官印) 勾引状

(住所身分職業)

(氏 名)

(若し氏名分明ならざる
ときは容貌体格等)

右(云々)の事件に付訊問の筋有之當裁判所へ勾引すべき者也

但本人潜匿したる時其家宅を搜索す可し

明治 年月

(何裁判)

日

(所之印)

(何)裁判所

豫審判事

書記

(氏 名 印)

(氏 名 印)

割印

勾引したる被告

人の署名捺印若し能ざる時其事由

執行したる月日時

執行したる場所

執行の手續

家宅搜索を爲したる時其事由

勾引すると能ざる時其事由

右之通取扱候也

明治 年月 日

(巡查又ハ憲兵氏名印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

(一) 檢事官印) 勾 留 狀

(住所身分職業)

(氏 名)

(若し氏名分明ならざる
ときは容貌体格等)

右(云々)の事件に付治罪法第二百六條の
規則に従ひ(何所)監倉に勾留す可き者也
但本人潜匿したる時(何所)家宅を搜索す可し

(何裁判)

明治 年 月

日

(何)裁判所

豫審判事 (氏 名 印)
書 記 (氏 名 印)

割 印

明治 年 月 日

(巡查又ハ憲兵氏名印)

是を中斷して一葉受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

(一) 檢事官印) 收 監 狀

(住所身分職業)

(○未遂犯に付減等) (氏 名)
未丁年に付減等) (再犯に付加重)
(自首に付減等) (再犯に付加重)
(若し氏名分明ならざる
ときは容貌体格等)

右(云々)の事件に付取調を爲したる處本罪
刑法第(何)條に該る可き者と料す依て檢
事の意見を聴き(何所)監倉に收監す可き者
也
但本人潜匿したる時(何所)家宅を搜索す可し

(何裁判)

明治 年 月

日

(何)裁判所

豫審判事 (氏 名 印)
書 記 (氏 名 印)

割 印

明治 年 月 日

(巡查又ハ憲兵氏名印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

治罪法參考俗解○辨護人○檢証及物件差押○物件差押

○臨檢並訊問囑託

宣 誓 書

明治 年 月 日

○辨護人(十五年第一號布告)

治罪法第三百八十一條第一項に若し辨護人なくして辨論を爲したる時ハ刑の言渡の効なかるべしと有之候得共其裁判所所屬の代言人無之場所に於てハ當分の内辨護人を用ひざるも其刑の言渡無効の限りに在らず

○檢証及び物件差押(十四年第八十二號達)

司法官吏より巡查及び兵員を要求使用するに左の手續に従ふべし此旨相達候事

第一條 裁判所檢察官及び司法警察官治罪法に従ひ檢証及び物件差押其他職務を行ふに當り必要なる時ハ警察官又ハ憲兵屯營に照會して巡查又ハ憲兵卒を使用するとを得但時機緊急なる時ハ直ちに之を使用するとを得

第二條 前條の場合に於て事緊要重要に涉る時ハ直に鎮臺又ハ分營に照會して兵力を要求するとを得

○物件差押(司法省丙第十五號達)

治罪法實施の上ハ豫審判事檢証及び物件差押の事件に付急速を要する場合直ちに巡查を同行し又ハ所在の巡查を私用する儀も可有之候條豫て可達置此旨相達候事

○臨檢並訊問囑託(十四年第四十六號布告)

治罪法第六十八條第七十二條に於て治安判事に囑託するとを許したる處分ハ當分の内其地の司法警察官にも囑託する事を得

○被告人責付手續(十四年第四十七號布告)

刑事裁判所に於て被告人を責付するハ左の手續に従ふべし此旨布告候事

第一條 被告人を責付するに親屬又ハ故舊より何時にても呼出に應じ出廷せしむべきの證書を其裁判所書記局に差出さしむべし

第二條 責付中被告人を呼出さざる出廷より二十四時前に其通知を爲すべし

第三條 被告人呼出を受け正當の事由なくして出廷せざる時ハ檢事の意見を聽き責付を取消せしむべし

○所屬代言人規則(十五年司法省甲第八號達)

第一條 治罪法中所屬代言人と稱するハ大審院及び各裁判所々在の地に住居する免許代言人を云ふ

第二條 裁判官の職權を以て選任したる代言人辨護人の正當の事由を証明するにあらざれば之を辭する事を得ず

第三條 代言人ハ辨護受任中代言免許満期に至り引續き營業せず又ハ廢業すると雖も該事件終結に至るまで其代言辨護を擔當すべし

第四條 代言人ハ辨護受任中の他の訴訟事件を以て其任を闕く事を得ず

第五條 裁判官の職權を以て代言人辨護人を選任したる場合に於ても其謝金の被告人之を擔當すべし總て謝金に付てハ出訴する事を許さず

○裁判言渡書謄本 拔書(十五年司法省甲第七號達)(同丁第三十一號達)

治罪法第三百十五條裁判言渡の謄本又ハ其拔書を求むる者ハ其用紙一枚三錢の費用を上納する

治罪法參考俗解○被告人責付手續○所屬代言人規則○裁判言渡書謄本拔書

○違警罪に關する變則○控訴上告費用豫納○徵收手續
儀と心得べし

本年(本月)甲第七號布達裁判言渡の膳本又ハ振書を求むる者代價の儀無資力にして上納する能
はざる者に限り無代價にて下渡すも不苦儀と心得べし

○違警罪に關する變則 (十四年第六十四號布告)

密賣淫の儀ハ刑法第四百二十五條第十項に明文有之候へども當分の内其取締懲罰ハ従前の通東
京ハ警視廳其他ハ地方官ハ委任す

○公訴上告費用豫納 (十四年第四十五號布告)

公訴私訴に係る控訴上告及び證人呼出費用等の儀當分左の通相定候條此旨布告候事

刑事裁判所の裁判言渡に對し訴訟關係人より控訴又ハ上告を爲す者ある時ハ原裁判所に於て其
訴訟費用の金額を算定して之を豫納せしむべし若し豫納する事能はざる時ハ控訴又ハ上告を
爲す事を許さず

豫審又ハ公判に付き證人を呼出さんと請ふ者ある時ハ裁判所に於て其旅費日當等の金額を算定
して之を豫納せしむ

若し被告の旅費日當を豫納するの資力なき時ハ治罪法第七十條の制限に従ひ裁判所に於て其
費用を立替置べし

○徵收手續 (十四年司法省第二十五號達)

治罪法第四百六十二條第二項罰金科料裁判費用及沒收物品の徵收ハ書記局に於て擔當し會計主
任へ引渡す儀と心得此旨相達候事

○監視に付せられたる者他の地方に旅行の節心得方 (十七年三月廿六日內務省乙第十九

號達)

監視に付せられたる者他の地方に旅行する時ハ必ず監視票を携帶せしめ其滯留數日に涉る者ハ
滯留地の警察署に到り謹慎を表し官吏の認印を受けしむべし

但し官吏の認印ハ監視票の裏面旅行中欄内に捺印すべし (十七年第五十七號達)

○官吏職務上刑事の証人として出頭の節旅費等に付心得 (十七年第五十七號達)
官吏職務上に係り刑事裁判の証人として裁判所へ出頭する時は治罪法に依り旅費日當を請求す
ることを得ると雖も被告事件無罪又は免訴となりたる時は請求せざる儀と心得べし但し旅費
日當を請求したる時ハ其金額は雜收入として大藏省へ納付すべし

○已決囚の犯罪に付刑の言渡を爲す場合等に付心得 (十七年司法省丙第二號達)

已決囚の犯罪に付き之を裁判所に呼出し審理の末刑の言渡を爲す場合に於ては明治十五年當省
内第八號達に依り檢察官より其宣告書の膳本を司獄官に送達するは勿論自今已決囚に對する其
他の宣告に付ても其豫審に係ると公判に係るとを問はず書記より宣告書の膳本を司獄官に送致
し又證人として出廷せしめたる已決囚用濟に至りたる時は亦書記より其旨を司獄官に報知すべ
き儀と心得べし

○假留監設置 (十七年第六十二號達)

兵庫縣下兵庫に假留監を設置して內務省の直轄と爲し東京宮城三池の三集治監中に假留監を附
設し北海道集治監に派遣すべき囚徒を一時拘禁するの所と相定候條此旨相達候事

○徒刑流刑禁獄送致方 (十七年內務省乙第二十號達)

般今各假留監設置せられ候に付徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる囚徒送致方及び聯合地方
治罪法參考俗解○監視に付せられたる者他の地方に旅行の節心得方○官吏職務上 二三

刑事の證人として出頭の節旅費等に付心得達○假留監設置○徒刑流刑禁獄送致方の區分左の通相定候 二四

徒刑流刑禁獄送致方

一 徒刑流刑禁獄の刑に處せられたる囚徒裁判確定せし時は之を管束せし地方より警察遞傳を以て直に其聯合假留監へ押送すべし

但し本監の都合に依り典獄其聯合地方へ囚徒押送の延期を通知することあるべし
聯合地方區分

一 兵庫假留監

京都府 大坂府 兵庫縣 滋賀縣 石川縣 富山縣 福井縣
島根縣 鳥取縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 和歌山縣 德島縣
高知縣 愛媛縣

一 東京假留監

警視廳 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣
三重縣 愛知縣 靜岡縣 山梨縣 岐阜縣 長野縣

一 宮城假留監

新潟縣 福島縣 宮城縣 岩手縣 青森縣 秋田縣 山形縣

三池假留監

長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒嶋縣

○徒刑等囚徒宣告の報告方に付心得 (十七年内務省乙第三十一號達)
今般各所に假留監設置相成候條徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる囚徒は府縣監獄より直に

同監へ遞送可致旨相達候處該囚徒宣告の都度當省へ報告の儀は監獄則第五十八條に依り從前の通可取計此旨相達候事

○監視假免等上申方に付心得 (十七年内務省乙第三十貳號達)

刑法附則に從ひ監視假免は警察官假出獄は典獄より其事實を具し直に上申致來候處自今其所属長官を経由する儀と心得べし

○假出獄停止手續 (十八年司法卿丙第七號達)

第一條 假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者あるときは其裁判確定の後現に之を管束する所の典獄に於て直ちに假出獄の停止を申渡し當初下付したる假出獄の證票を返上すべし

第二條 典獄に於て假出獄を停止したるときは其事實を具し内務司法兩卿に開申すべし

第三條 甲地方に於て假出獄を許したる者を乙地方に於て停止したるときは乙地方典獄より其事實を甲地方典獄に通知し假出獄の證票を送致すべし

第四條 前條の場合に於て乙地方監獄に拘禁するときは其監の新入者となし本刑後刑共乙地方に於て執行すべし

釧路集治監の囚人 (假出獄免幽閉の者とも) 罪を犯し輕罪以下に該る者ハ司獄官吏に於て裁判し治罪の手續も便宜取計ふべし但し重罪は根室重罪裁判所の管轄に属す (十八年第四十二號布告)

○罰金を輕禁錮に換へたる場合に付心得方 (十七年内務省乙第二十四號達)

罰金を輕禁錮に換へたる場合に於て其日數十日以下なる時は拘留の例に依り警察署附屬の留置場に於て執行することを得る儀と心得べし

治罪法參考俗解○徒刑等囚徒宣告の報告方に付心得達○監視假免等上申方に付心得 二五

達○假出獄停止手續○罰金輕禁錮に換へたる場合に付心得方○輕罪に係る控訴實施二二六

○地方監獄に拘禁中の罪囚假留監へ押送せしむ（十七年内務省乙第二十五號達）
舊刑法にて處断せられたる懲役終身の囚徒刑期限内更に罪を犯し地方監獄に拘禁中の者其裁判

確定の上は本年當省乙第三十號達に準じ直に假留監へ押送すべし
但新舊比照例に依り新に懲役終身の刑に處せられたる者も本文に準ずべし

○輕罪に係る控訴實施（十八年第二號布告）
明治十四年（十二月）第七十四號布告を廢し自今輕罪に係る控訴は左の規則に従ひ之を爲すこと

を得但し治罪法中此規則に抵触する條件は當分の内施行せず
第一條 控訴は治罪法中本案の裁判言渡前に許したるものと雖も總て本案の裁判言渡ありたる

後に非ざれば之を爲すことを得ず
第二條 控訴の期限内は控訴を爲さずして直ちに上告を爲すことを得但し對手人控訴を爲した

るときは此限にあらず
控訴を爲さずして直ちに上告を爲したるときは原裁判言渡に對し更に控訴を爲すことを得ず
第三條 被告人公訴の裁判言渡に對し控訴を爲さんとするときは裁判費用の保証として金十圓

を豫納すべし
第四條 被告人に於て證人鑑定人の呼出を請求するとき前條保證金にて不足と認むる場合に於

ては別段其費用を豫納せしむべし
第五條 治安裁判所に於て爲したる輕罪の裁判言渡に對する控訴は管轄輕罪裁判所に之を爲す

べし其控訴を受けたる裁判所に於ては治罪法中輕罪の控訴に付き定めたる規則に従ひ之を裁

判すべし

○免訴無罪者に係る証人等の旅費等渡方（十八年司法省丁第二號達）
免訴無罪者に係る証人醫師鑑定人通辨人翻譯人等旅費日當其他の費用官の擔當に歸するものは

裁判確定の即日其請求書を以て書記局より會計課へ報告し渡し方取計ふべし但し従前本文の通

報告をなさず會計年度経過せしものは其遷延したる事由書を添付し速に報告致すべし
○控訴を爲したる被告人に係る拘禁中の諸費支辨方（十八年内務省甲第十三號達）

輕罪に係る控訴の儀に付本年第二號を以て公布相成候付ては控訴裁判所管轄區域内各地方より

控訴を爲したる被告人に係る拘禁中の諸費は總て最前裁判言渡ありたる地方の地方税を以て支

辨し其費用交付方等は客年當省乙第二十九號に準據し取計ふべし但し控訴裁決後已決囚に屬す

る諸費も本文同様心得べき事
○普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法（十八年第十二號布告）
普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法左の通り制定す但し従前の成規中本則に抵触

する者は當分施行せず
第一條 常人にして陸軍刑法若くは海軍諸用の罪を犯したる者の普通裁判所に於て之を審判す

但し刑の執行ハ普通の規則に従ふ
第二條 軍人常人共に重罪輕罪を犯したるときは軍人の軍法會議の判決に付し常人は普通裁判

所の公判に付す軍人に於て共犯人を逮捕したるときは常人は審問の上証憑書類と共に之を
管轄の普通裁判所檢事に送致し普通裁判所に於て共犯人を逮捕したるときは軍人は審問の上

証憑書類と共に之を被告人の所屬長若くは陸海軍檢察官に送致すべし
第三條 敵前軍中臨戰合圍の地若くは海軍諸用に供する船舶に於て重罪輕罪を犯したるときは

治罪法参考俗解○免訴無罪者に係る証人等の旅費等渡方○控訴を爲したる被告人 二七

に係る拘禁中の諸費支辨方○普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法 二八
常人と雖ども軍法會議に於て之を審判するを得但し戒嚴令第十一條第十二條に掲ぐるものは軍法會議に於て之を審判すべし

第四條 軍法會議と普通裁判所との管轄違に得てハ軍法會議又は普通裁判所の言渡に對し普通治罪法に定めたる手續に従ひ大審院に上告することを得べし軍法會議の言渡に對し上告するは被告人に限るべし

第五條 多衆の軍人常人闘歐殺傷其他疑讞に係る罪を犯したるときは軍官法司會同審問することを得

第六條 軍法會議と普通裁判とを問はず既に確定したる裁判所の効力は互に之を侵す事を得ず
○無能力者○代人○民事擔當人 (十四年第七十三號布達)

治罪法に於て無能力者法律に定めたる代人及び民事擔當人と稱する者は左の通り無能力者
一 未丁年者
二 妻たる者
三 白痴瘋癲人
法律に定めたる代人
一 未丁年者の父若くは母又は親屬後見人
二 夫たる者
三 白痴瘋癲人の保管者
四 治産の禁を受けたる者

民事擔當人
一 未丁年者の父若くは母又は同居の親族にして監督を爲す者
二 夫たる者
三 白痴瘋癲人の保管者

四 雇主
但被雇人其雇主の命じたる事件を行ふ時
○變則雜輯

治罪法中刑事の控訴に關する條件は當分の内實施せず (太政官第七十四號布告に係る)
大審院各裁判所に於て明治十四年十二月三十一日以前審理に着手せし刑事は十五年一月一日以後と雖も治罪法に拘はらず仍は從前の規則に従ひ處分すべし (太政大臣司法卿連署第八十二號布告に係る)

○十五年二月一日第七號布告 (治罪法第十九條參照)
治罪法第十九條第二項海上路程の猶豫陸路四里の割合を以て一日を加ふるものと定む
○十五年三月二十二日司法省丙第十號達 (治罪法二百八十五條參照)
治罪法第二百八十五條に従ひ調書を作りたる司法警察官を證人とするときハ書記局より報知書を以て出廷せしめ宣誓せしむるに及ばず書記の次席に於て陳述すべし

○十五年四月十二日司法省丁第二十四號達 (罪治法第二百三十四條參照)
治罪法第二百三十四條の場合に於て豫審判事より巡查をして令狀を他管に帶行せしむるハ上告事件殊に急速を要する時に限り概く其處分を爲すべきものにあらざる又第二百三十五條の場合に於て豫審判事より人相書を發し捜査及び逮捕をなすべき事を請求するものハ専ら重大の罪を犯したる被告人に對して發するものに有之被告人所在の地を覺知すると能はざるときハ罪の輕重を問はず悉く人相書を發するものにあらざるなり此等ハ兼て注意あるべき事なれども猶誤解無之様爲念此段及内訓候也十五年五月二日司法省丙第十八號達 (治罪法第二百六十條參照)

治罪法參考俗解○無能力者、代人、民事擔當人○變則雜輯 二九

治罪法第二百六十條の場合に於て被告人を重罪裁判所開廳の地の監倉に移す時、檢事の命令狀に檢事長の命令書の寫を添て重罪裁判所檢察官に送致し其檢察官は是等の書類を其他の監倉長に示して被告人を收監せしむるの處分を爲すべし其他法律に従ひ被告人を他の監倉に移す場合に於ても此例に準ずる儀と心得べし

○十五年六月十二日司法省丙第二十二號達 (治罪法第九十六條參照)

治罪法第九十六條に従ひ告發したる官吏を證人として公廷へ呼出す時、本年本省丙第十號達に準じ處分する儀と心得べし此旨相達候事但し巡查及び等外吏は此限りにあらず

○十五年七月七日司法省丙第二十六號達 (治罪法第一百七條參照)

治罪法第三百七條第二項公訴裁判費用官に於て擔當すべき場合此金額は裁判所より支出する義と心得べし但し従前の場合内訓本文に抵觸する件々の取消候事

○十五年七月八日第三十三號布告

明治十四年十二月第七十八號を以て重罪裁判所管轄區畫布告候處沖繩縣管內重罪犯罪處分の儀本當分の内同縣に於て審訊し證據擬律按を具へ長崎控訴裁判所の批可を得て後宣告すべし治罪の手續の便宜の取計を爲すとを得

十五年八月二十一日司法省丁第三十九號達

本年「八月」第三十九號公布に依り今般内務卿より照會の赴きも有之候に付て、自今醫師たるもの醫業に關する犯罪有之致處斷候節、其都度該宣告文謄本相添へ内務省へ通知候様可此旨相致達候事

○十五年十一月第五日第五十三號布告

治罪法第二百六條第二百七條中、二十四時内と有之處已むを得ざる場合に於て、當分の内五日以内に於てするとを得

○十六年一月十日第二號布告

明治十四年十月第五十三號同十五年六月第二十八號布告各裁判の位置及管轄區畫別表の通改定し始審裁判所支廳の本廳同一の權限を以て裁判せしむ但明治十六年二月一日より施行す

大	所										判
京都	新瀉					長野					長野
宮津	相川	高田	長岡	新發田	新瀉	上田	松本	飯田	松本	飯田	長野
福知山	相川	糸魚川	六日町	柏崎	長岡	新瀉	新瀉	上田	飯田	松本	飯田
丹波	新瀉縣					長野縣					信濃
丹波	佐渡	西頸城	東頸城	南頸城	古志	北浦原	新瀉區	南蒲原	中蒲原	西蒲原	上水内ノ内
丹波	乙訓	紀伊	久世	相樂	綴喜	宇治ノ内	上伊奈ノ内	諏訪	東筑摩ノ内	南北安曇ノ内	西筑摩ノ内
丹波	船井	南北桑田	天田	何鹿	加佐ノ内	上水内ノ内	上高井	更級ノ内	埴科ノ内	下高井	上水内ノ内
丹波	天田	何鹿	加佐ノ内			下高井	上水内ノ内	下高井	上水内ノ内	下高井	上水内ノ内

裁										訴										控														
甲府					静岡					前橋					浦和					栃木					下妻									
谷村					掛川					沼津					高崎					熊谷					宇都宮					下妻				
山梨縣					静岡縣					群馬縣					埼玉縣					栃木縣					下野									
甲斐					伊豆					駿河					上野					武藏					下總					常陸				
東北都留					東山梨					西群馬					碓氷					碓氷					碓氷					碓氷				
東北都留					東山梨					西群馬					碓氷					碓氷					碓氷					碓氷				

監獄規則

監獄則俗解目錄

第一編

第一章

汎則

第二章

監署の規程

第三章

監獄の構造

第二編

第一章

役法附時限

第二章

工錢

第三章

徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送

第四章

假出獄免幽閉の者に貸與する屋舎

第三編

第一章

給與

第二章

疾病附死亡

第三章

書信

第四章

接見

第五章

差入品

第四編

第一章

教誨

第二章

賞譽

監獄則俗解目錄

監獄則俗解

第一編

第一章 汎則

第一條 監獄を別て左の六種と爲す

一 留置場 裁判所及び警察署に屬するものにして未決者を一時留置するの所とす但時宜に由り拘留の刑に處せられたる者を拘留することを得

二 監倉 未決者を拘禁するの所とす

三 懲治場 懲治人を懲治するの所とす

四 拘留場 拘留の刑に處せられたる者を拘留するの所とす

五 懲役場 懲役の刑及び禁錮の刑に處せられたる者を拘禁するの所とす

六 集治監 徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる者を集治するの所とす

北海道に在る本監の徒刑流刑に處せられたる者を集治す

第二條 監獄の内務卿の管轄に屬す但陸海軍の管轄に屬するものは此限に非らず

第三條 集治監の内務卿之を直轄す留置場監倉懲治場拘留場懲役場の警視總監又ハ府知事

(東京府を除く)縣令之を管理す

第四條 此獄則ハ特に陸海軍の獄則を以て處すべきものに適用することを得す

第五條 内務卿ハ毎年其所屬官吏をして各監獄を巡閱せしむへし

警視總監府知事縣令ハ毎年三四次所轄の監獄を巡閱すへし

裁判官檢察官ハ時々其裁判所に屬する監倉を巡閱すへし

府縣會議員の臨時其府縣監獄を巡視することを得

第六條 在監人と稱するは未決已決の者及び第十九條第三十條に記載したるを云ふ

第七條 在監人より司獄官吏の處置に對し若し苦情を訴へんとするとき第五條第一項第二項に記載したる官吏巡視の際封書又ハ口述を以て申告することを得

第二章 監署の規程

第八條 司獄官吏在監人を管束するハ一に和平を秉り罰例に照して犯則者を決責するの外恣に責罰するを得ず

第九條 典獄看守長は日夜不時に監房の内外を視察し或ハ物件を査閲し其他囚徒の傲情を生し脱越等の事なからしむを要す

第十條 新に入監する者あるときハ典獄先づ拘引 狀拘留 狀收監狀又ハ處刑宣告書等の文書を査閲して之を領し其領收の證を引致し來たる者に交付す其文書なくして引致せられたる者を入監するを得ず

未決者の中其犯人あるときハ其監房を別異し談話通聲を禁し法庭に引致の時も同往せしむるを得ず

已決囚ハ第十六條に記載したる差別に従ひ其監房を別異す

第十一條 入監の婦女乳兒(三歳未満)を携帶せんと請ふ者あるときハ之を許す

第十二條 新に入監する者あるときハ名籍の樣本に照し其要項を詳録し一小房内に於て通身を搜檢し利器其他の物件を來帶するを拒ぐべし懲治人の監舎に入るときも亦同じ

第十三條 總て監房に入るハ物品ハ典獄一々之を精檢し其危險の虞ある者は一切之を禁す

第十四條 總て入監人の携有する財貨物件は悉く點檢して其名數を簿冊に記載し典獄一々之を印して之を領置し釋放の時還付すべし但點檢の際隱匿せし貨物ハ沒收す若し其領置の貨物を以て親屬を扶助し其他正當の費用に充んと請ふときハ之を許す

第十五條 在監人書籍を看んと請ふときハ新聞紙及び時事の論說を記載するものを除き修身又ハ營業に必要なるもののみを許すべし

第十六條 已決囚ハ各刑名に従て其監房を別異し又其中に就て左に記載したる者を別異す

一 十六歳未満の者と滿十六歳以上の者

二 滿十六歳以上二十歳未満にして再犯以上の者と同上の年齢にして初犯の者

三 初犯の者と再犯以上の者

第十七條 要犯疑獄に係る者を拘禁する未決監に於ては其氏名を呼ばず番號を以て之に換ふべし但着衣の外襟に白布を縫着し其番號を墨書し監房を出入する毎に皂布を以て覆面し當眼の處に小孔を穿ち共犯者をして共に拘禁の身たるを窺探するを得ざらしむ

第十八條 放恣不良の者を懲治場に入れ矯正歸善せしめんと其尊屬親より願出るときは第二十条第一項の例に照して處分すべし

矯正歸善の爲め懲治場に入るべき者の年齢は滿八歳以上滿二十歳以下を限とす

第十九條 懲治人と稱するハ左に記載したる者を云ふ

一 刑法第七十九條第八十條第八十二條に従ひ懲治場に留置する幼年の者及び瘖啞者

二 尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者

監獄則例

三

三

第二十條 前條第二款に記載したる懲治人は兵長の證書を具するに非れば入場を許さず但入場の時間は六個月を一期とし二年に過るを得ず
入場を請ひし尊属親より懲治人の行状を試る爲め宅舎に滞往せんと請ふとき其情状に因り之を許すべし

第二十一條 懲治人は左の年齢に従ひ其居房を別異す

一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者

二 満十六歳以上二十歳未満にして再び懲治場に入し者と同上の年齢にして初て入場する者

第二十二條 在監人を他監に移すとき其名籍又ハ處刑の宣告書其他必用の文書及び領置の貨物を具して送致すべし其發遣の途中に在ての行状ハ押送官吏之を記述して典獄に知會すべし

在監人を裁判所又ハ他監に押送するときハ戒具を用ひ男と女を別つへし但懲治人の戒具を用ひす

第二十三條 典獄ハ看守長及び看守をして常に在監人の行状を録さしめ賞罰を行ふの考據となすべし

第二十四條 賞表を與へたるときハ賞譽簿に其氏名及び賞詞を記載し褫奪したるときハ之を刪除すべし但其賞罰を行ひたる旨を囚徒に示すハ第二十六條の例に依るべし

第二十五條 特赦ありたるときハ速に其旨を内務卿に申報すべし

第二十六條 特赦を受たる者あるときハ免役日若クハ日曜日の午後に在て他の囚徒を兼ね其旨を聽かしめ仍之を關示すべし

第二十七條 假出獄を許されたる者に其證書を與へ警察通傳を以て其居住せんとする地に押送すべし
監署に領置せし金錢ハ出獄者に携帶せしめす其金員を録して共に其地の警察官(治罪法第六

十條第二項に記載したる官吏)に送致すべし

第二十八條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其刑期間ハ典獄に於て營業の方法を指示し其來署を要するときハ召喚することを得

第二十九條 在監人中能く獄則を守る者を撰て傳告者誘工者となす
傳告者ハ官吏の命令を在監人に傳へしめ誘工者ハ工場に在て服役者を勸誘せしむ但傳告者誘工者ハ滿六個月以上其用務を繼續せしむるを得ず

傳告者及ハ誘工者ハ私に在監人を使役し若シハ凌辱するの所爲あるを許さず

第三十條 刑期満限の後顧るべき所なき者ハ其情状に由り監獄中の別房に留め生業を營ましむることを得

第三十一條 刑期満限の者を解放するハ満期の翌日午前第十時を過べからず

第三十二條 死刑の執行ハ午前第十時を過るを得ず其執行中ハ看守をして嚴に刑場の門戸を護らしむべし

其遺骸ハ死相を驗したる後乃ハ二分時を過されは埋葬若シクハ下付することを得ず

第三十三條 死刑者又ハ死亡者あるときハ其年月日時を記し典獄より本籍の戸長及び近地の親屬若クハ故舊に通知すべし其監署に領置したる貨物は親屬に下付す若シ親族なきときハ遺骸を領取したる故舊に之を下付す

但死者の身に纏ひたる衣服ハ此限に在らず
親屬遠地に在て物品を送付するに入費を要するものハ其物品を販賣して代價を還付すること
を得但送費は親屬の自辨とす
若し其物件又ハ代價を受くべき者なきときハ之を沒收す

第三十四條 在監人逃走する者ある時ハ領置の貨物ハ前條の例に依て處分すべし但沒收ハ逃走
の日より滿一個年を経るの後ハ非ざれば之を處分することを得ず

領置の工錢ハ第五十七條に照して處分すべし

第三十五條 監獄の近境より發火して罹災の虞あるときハ司獄官吏其形勢を量り在監人を他
所に押送し其災を避しむべし

水火風震其他激甚なる變災に際し在監人を押送するの違なきときハ要犯疑獄に係る者を除く
の外一時解放するを得

第三章 監獄の構造

第三十六條 留置場監倉懲 治場拘留場 懲役場ハ每府縣に置き集治監ハ適當の地に之を置く
ものとす

留置場監倉懲治場拘留場懲役場一區畫内に在るものは増壁を以て之を區畫すべし

第三十七條 未決監既決監及び懲治場ハ男監女監の別を嚴劃すべし
甲の監房に在る者と乙の監房に在る者と彼是交談し又ハ物件を交遞するの便を得ざらむべし

各監房の鑰匙ハ其製式を同く甲乙適用するを要す

第三十八條 密室ハ監倉に設け他人と交通することを得ざらむべし

間室ハ已決監に設け暗に空氣を通せしめ毫も光線を通せしめざるを要す

密室暗室は一室一人を限とす

第三十九條 接見室ハ監舎の首部に設け其壁面に方三尺の口を開き之に縱横の格子を箝め格子
より三尺許を距り柵欄を設け在監人は格子内に立しめ外人は格子外の柵欄に倚らしむべし但
懲治人の接見内は此例を用ひず

第四十條 燈火ハ監房外に置き障碍するの虞なからしむべし

第四十一條 死刑場ハ監獄の一隅に設け壁塔を以て外見を防ぐべし

第二編 第一章 役法 附時限

第四十二條 定役に服する者の作業ハ刑名に因て之を斟酌し毎囚一日の料程を定めて服役せし
む滿十二歳以上十六歳未滿の者滿六十歳以上の者及び病後の疲勞若しくは身体の虛弱に因り勞
力に勝へざる者は體力に應じ作業の料程を寛恕す

若し己むを得ず外役に服せしむるときは鐵鎖を以て二四毎に連縛し笠を用て、晴雨を問はず
其面を掩はしむ但外役の囚徒は一組十八人以上十五人以下と定め看守一人押丁一人以上をして
之を監せしむ

外役の囚徒道路往來する時は務めて他人通行の妨と爲らざらしむるを要す

第四十三條 毎日囚徒をして役に就らしむるに際し悉く之を監房外に整列せしめ看守長及び
看守點檢をなすべし歸監せしむる時も亦同じ

第四十四條 左に記載したる日は服役を免す父母の喪に逢ふ者も亦一日免役す

監獄則俗解

一月一日

元始祭

紀元節

神武天皇祭

神嘗祭

新嘗祭

一月二日

孝明天皇祭

春季皇靈祭

秋季皇靈祭

天長節

十二月三十一日

第四十五條 囚徒の專習すべき工業は授業者若しくは工業手等の囚をして之を導かしむ其刑期一年以下の者には習熟し易き工業を授るを要す

第四十六條 定役に服せざる囚徒と雖も典獄之を勸誘して其將來の生業を計り攝生又は親屬扶助の爲め勞作せんと請ふに至らしむるを要す其工業の種別を定むるは典獄の指示に依る未決監に在る者坐作の業を爲さんと請ふときも亦同じ

第四十七條 懲治人には教誨に充る爲め服役時間表に準し七時に過ぎざる時間 休憩時間を除く農業者若しくは工藝を教へ力作せしむべし

○時限

第四十八條 未決者及び定役に服せざる已決囚は毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し終て喫飯せしむ又毎日一時間以内監房内外に於て運動を許す

第四十九條 定役に服する者は毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し終て喫飯せしむ其起床より約一時間を経るに就かしめ午前十時前後に至り湯若しくは水と與へ正午十二時に至り休憩す飯後暫時休憩し再び就役日没前罷役せしむ其時間は別表に之を定む但時宜に由り其時間を伸縮するを得

時間を伸縮するを得

起床監房及び就役罷役其他の動止を令するは鈴若しくは柝を以てし至監一齊に動止せしむ

第五十條 科程を終りたる者は時限に拘はらず罷役せしむ

午飯に就かしむるの際科程の大半を爲し得たるや否を驗視すべし

若し偷懶にして怠役する者は飯後の休憩を許さず

第二章 工錢

第五十一條 定役に服する囚徒現役一百日を経れば始めて各自の工錢を料定し之を十分して其一分を與へ餘分は之を監署に納む

定役に服せざる囚徒及び未決者にして作業する者の工錢は十分して其三分を監署に納め其七分を與ふ定役に服する囚徒にして當日の科程を畢て仍ほ作業する者科程外の工錢は之に準す

第五十二條 尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者其尊屬親より衣食費を自辨する者の工錢は其全分を與へ衣食費を自辨する者と能はざる者及び刑期満限の後頼るべき所なくして監署傍の別房に留置したる者は其工錢の内より衣食費を扣除し餘分は之を與ふ

第五十三條 在監人に與ふべき工錢は監署に領置し毎月の首に於て其前月の總計金額を本人に知らしむべし

第五十四條 各種の工錢は其地普通の傭工錢を準とし各自の技能に應じ一日若干錢と定むべし

第五十五條 監署に領置の工錢は本人の請に由り親屬に贈與するを許し又は書籍其他必要の物品及び第六十九條に従ひ食物を贈ひ之を給するとを得

第五十六條 在監人死亡し監署に領置の工錢あるときは親屬に下付す親屬なきときは遺骸を領

監獄則俗解

取したる故蓄に下付す若し下付を受べきものなきときは之を没收す
第五十七條 在監人若し逃走したるときは已決囚の工錢は之を没收す未決者及び懲治人の工錢は其親屬に下付し親屬なければ之を没收す

第三章 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送

第五十八條 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる者あるときは其宣告書の謄書を具して内務卿に申報し其指揮に従ひ警察遞傳を以て集治監に押送すへし
北海道集治監に於て管束すべき徒刑流刑の囚徒は本監官吏の臨時派出したる地まで押送すべきものとす

第五十九條

北海道に在る集治監は毎歳三四次官吏を派出し前條第二款の例に従ひ押送したる徒刑流刑の囚徒を受取べし

第六十條

徒刑流刑の囚徒を押送する時は戒具を用ひ男囚と女囚とを別つべし遞船中に在ては戒具を用ひざるも妨なし

第四章 假出獄免幽閉の者に貸與する屋舎

第六十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其地に居住すへき家なきときは屋舎を貸與すへし
居舎を構造するは將來市街村落を創置するの便を計畫するを要す

第六十二條

假出獄免幽閉を受けたる徒刑流刑の者其配偶者又は其他の親屬を招き同居せんと請ふときは典獄將來營生の方法を取亂し之を許否すへし
前項の請を許すときは其配偶者又は其他の親屬現住する地の戸長に通告すへし

徒刑流刑の者 嫁娶を爲さんとするときは監署に申告せしめ典獄之を許可すへし

第三編

第一章 給與

第六十三條

已決囚の獄衣類は總て之を貸與す

第六十四條

未決者の衣類は總て自辨とし臥具は之を貸與す若し臥具を自辨せんと請ふ者は之を許す貧困にして衣類を自辨すると能はざる者には之を貸與す

第六十五條

已決囚の獄衣は藍色とし懲治人の衣服は淺葱色とす

第六十六條

獄衣ハ總て筒袖とし長短二種に分つ男の通常服は長衣就役服は短衣とし女服は總て長衣とす獄衣の外襟には白布を縫着し之に番號を墨書すへし

第六十七條

在監人に貸與する衣類雜具

- 一 單衣
- 一 綿入衣
- 一 就役服
- 一 短單衣
- 一 綿入短衣
- 一 股引
- 一 雜具
- 一 蒲團
- 一 籠鞋
- 一 襪
- 一 襪絆
- 一 拾短衣
- 一 襦袢
- 一 敷

一 帶 (長三尺)
一 手巾
一 笠

一 襪 (長三尺)

以上の貸與品は地方の便宜に依り之を斟酌取捨し洗濯補綴して其用に充るを得

第六十八條 在監人一人一日の食糧
一 下白米十分の四
一 挽割麥十分の六

強き力業に服する者
輕き力業に服する者
工業に服せざる者及び滿十歳以上の未決者
十歳未満の幼者

一 同
一 茶 金一錢五厘以下
地方の便宜に依り粟稗の類を以て麥に代用することを得

第六十九條 工業に勉勵して食費を償ふべき工錢を得る者及び其幾倍を得る者等には其請に因り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金三錢を過ることを得ず
定役に限せざる者には其請に因り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金五錢を過ることを得ず

第七十條 在監人日用雜費 洗濯補綴又ハ炊用の薪炭 其他一身に係る日常諸費ハ一人一日金一錢貳厘以下
第七十一條 監房常置の器具 木製
一 貯水器并ニ飲器 木製

一 塵籠
一 便器
一 小便器
一 洗手盆

木製大小二種但監房に團圓の接續するものに此器を用ひず
草の種類を以て製作せし軟かなるもの
木製

第七十二條 浴湯の定度の毎六月より九月までハ五日毎に一次十月より五月までハ十日毎に一次とす

第七十三條 已決囚及び懲治人の髪ハ常に之を短難し髭鬚ある者ハ常に剃除せしむ但未決者の此限に在らず

第七十四條 衣類雜具其他の物品ハ種質に依り時々熱湯を用ひて之を滌ひ臭氣を去り蟲害を防ぐを要す但病者の物品と混一して之を晒洗すべからず

第二章 疾病附死亡
第七十五條 在監人疾病に罹れば病狀の輕重を料り其監房若しくは病室に於て醫療す

第七十六條 病者の攝養に効ある飲食物又ハ温を取る湯婆等を用ることを要するときは醫師をして其旨を證明せしめ典獄之を考檢して許否すべし

第七十七條 傳染病侵襲の兆あるときは其消毒豫防を慎重にすべし
若し在監人中傳染病者あるときは直に病性及び感染の形狀を詳悉し醫師の診察書を得各々其所屬長官に報知すべし

第七十八條 在監人死亡すれば典獄看守長醫師并臨て之を驗屍すへし未決者又ハ已決囚にして別故あり再び訊問に係る者死亡したるときハ之を其裁判所に申報すへし

第七十九條 死者の親族若しくは故舊第三十三條に記載したる時限より二十四時以内に在て遺骸の下付を請ふときハ之を許し其者をして簿冊に署名押印又ハ花押せしむべし

遺骸を請ふ親族故舊なきときハ棺に入れて假葬し其上に氏名標を建つべし其標を約ね面三寸長五尺五寸とす

第三章 信書

第八十條 已決囚其親族故舊に信書を贈るハ六個月間に一次とし一通に過ることを得ず但其他官司の訊問等に由て信書を要するとき又ハ親族故舊に回答せんと請ひ司獄官吏に於て法律に觸ることなく且必用と認るときハ此限に在らず

第八十一條 未決者に係る信書の年限なし但豫審判事又ハ檢事の檢閲を経るに非れば贈答せしむるを得ず

第八十二條 懲治人及び幼年の已決囚其親屬故舊に贈る信書の一個月一次とし一通に過ることを得ず

第八十三條 在監人の發する信書の典獄之を檢閲すへし若し書中忌諱に涉る等の文意あるときハ通信を許さず

第八十四條 外人より在監人に贈り來たる信書の典獄之を檢閲し適正の事項を述べ又ハ遷善の勵示を主としたるものに限り之を本人に付與す若し在監人の改悛を妨るものと認るときハ之を付與せず

第八十五條 信書を檢閲するハ先づ直行を順讀し次に逆讀斜讀又ハ横讀し嫌疑の文意ありや否を詳査すべし

第八十六條 在監人より發する信書の必ず書信紙を用ひしめ典獄之を緘し封皮に其受領すべき者の住所氏名を書し某監獄署と記し之を遞送す但郵便税ハ自辨せしむ親族故舊若しくは辨護人の信書の監獄署に宛之を差出さしむべし

第四章 接見

第八十七條 在監人に接見せんと請ふ者あるときハ典獄先づ之に面接して其氏名族籍營業等を問ひ其緣由を詳悉し止むを得ざるの事狀ありて形跡の疑ふべきことなきときハ之を許し看守長看守並臨て面會せしむ但密室に在る者の接見を許さず面會の時間ハ三十分時を過るを得ず若し面會を乞ひし旨趣に違ふ談話をなしたるときハ直に之を停止す

第八十八條 死刑の執行及び徒刑流刑禁獄の刑を受たる囚徒を集治監に押送の以前親族故舊其囚徒に面會せんと請ふときハ前條第一項の例に依て之を許す但面會の時間ハ五十分時を過るを得ず

第五章 差入品

第八十九條 未決者及び懲治人に其親族故舊より書籍用紙衣服臥具又ハ飲食物(炊烹を要せざるものにして一人一食の量に限る)を贈らんと請ふときハ之を許す但酒又ハ烟草其他衛生に害あるものハ此限に在らず

第九十條 已決囚にハ書籍用紙の外一切差入品を許さず

第九十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者親族故舊より金錢衣服家具等の寄贈を受けたるときは其旨を典獄へ申告せしむべし

第四編

第一章 教誨

第九十二條 已決囚及び懲治人教誨の爲め教誨師をして悔過 惡善の道を講せしむ

第九十三條 教誨の免役日又ハ日曜日の午後に於て其講席を開くものとす

第九十四條 懲治人に毎日三四時間讀書習字算術度量圖書等の科目中に就き之を教ふべきものとす

學課ハ懲治場の教場にて之を研究せしめ其學業の進歩を表する爲め就學の年月卒業の科目學業の優劣及び行狀の良否氏名年齢等を簿冊に記載し巡閱官吏の檢閲に供し又ハ其尊屬親に示すことあるべし

第九十五條 各監房内に左の諸款を揭示し傍訓釋義して解し易からしむべし若し文字を識らざる者あれば入監の時より二十四時内に於て之を讀み聽かすべし

揭示

一 在監人の常に教令を遵守すべし

一 平日互に和順を主とし教誨聽聞の席に就くときハ慎んで容止を正ふすべし(未決監にハ此款を除く)

一 毎朝父母若くハ其墳墓所在の方位に向て禮拜すべし

一 毎朝常用の諸器具を清潔にし之を排列して點檢を受け及び席壁廁圖等を掃除すべし

一 窓壁若くハ物件を汚損し不淨器の外ハ唾き貯水を濫用するを禁す

一 監外に出たる時其途上に於て同往の者と交談し及び手を交へ或ハ路人に聲語するを禁す

一 夜間ハ最も鎮靜を主とし說話或ハ發聲又ハ濫りに起歩するを禁す但晝間と雖も放歌喧噪又ハ高聲に誦讀するを禁す

一 許可を得ざる物品を監房に置き或ハ勝負を競ひ若くハ賭博類似の惡戯をなし或ハ同房の者に汚辱を被らしめ猥褻に渉るが如き所爲あるを禁す

一 服役中其作業に關せざる他事を交談し及び休憩の時間部外の工場に至るを禁す(未決監にハ此款を除く)

一 許可を得ずして衣食其他の物件を受與貸借するを禁す

一 監房に於て異常の事あれば晝夜に拘らす直に看守所に通聲すべし

一 日没後の發病するも其症急劇なるに非れば翌朝に至て醫療を乞ふべきものとす若し劇症なるるときハ直に看守所に通聲すべし

一 獨居の者卒かに病を發したるときハ監房より看守所に架する所の鑿器繩を引ぎ以て之を報すべし

一 病者あるときハ同房の者共に介保に力を至すべきハ勿論其看病人たらしむる者ハ切實に之を看病すべし

一 水火風震等の際解放に遭ふ者ハ其解放の時より二十四時内に監獄署又ハ警察署に其旨を申出すべし

右の諸款に違ふ者及び違ふ者あるを知て告げざる者又ハ官吏より犯者を問ふに當り之を擧げ登載聽答

せざる者ハ其情狀を量り處分すべきものなり

年月日

第二章 賞譽

第九十六條 已決囚獄則を謹守し且改悛の行爲著き者と典獄に於て確認するとき之を賞譽すべし

第九十七條 賞譽せし者ハ賞譽せし毎之を表する爲め獄衣の左袖(肩臂間の表面)に方二寸曲尺の淺黄色の布を縫着すべし

第九十八條 賞表ハ假出獄免職閉又ハ特赦を具狀するの考據と爲すを得

第九十九條 賞表を得たる者ハ二箇月に一次親屬故舊に接見及び通信するを許す

第一百條 已決囚若し在監人の逃走を密告又ハ捕得し或ハ監獄に係る水火災を防禦し人命を救援したる者あれハ金二十五錢以下を賞與し其賞金の監署に領置し本人の請に由り必用品又ハ食物を購求すべし但第九十七條の賞表を與ふるの限に在らず

第一百一條 未決監に在る者前條の勞働あるときハ之を録して檢察官及び裁判官の參考に供すべし

第一百二條 懲治人第一百條に適したる勞働あるときハ金二十五錢以下を以て適宜物品を購ひ之を與ふべし

第三章 懲罰

第一百三條 已決囚獄則を犯すときハ其輕重を量り左の例に従て處罰す

一 絶信 親屬故舊と書信接見を絶す

二 屏禁 晝夜他の監房又ハ工場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時限表に照して座作の役を科す

三 減食 常食の半若クハ其三分の二を減じ鹽湯二品の外菜を與はず

四 暗室 暗室に入れ常食の半若クハ其三分の二を減じ鹽湯二品の外菜を與はず仍ハ臥具を禁ず

第一百四條 絶信屏禁ハ有限若クハ無限と爲し減食暗室ハ七晝夜を限とす

減食暗室七晝夜に滿るも改悛の狀なきときハ一旦之を免し更之を科することを得

第一百五條 懲治人及び十六歳未満の已決囚獄則を犯すときハ其輕重を量り左の例に従て處罰す

一 獨愼 晝夜一室に獨居せしむ

二 減食 常食の半以內を減す但茶を減するの限に在らず

第一百六條 獨愼ハ七晝夜以內減食ハ三日以內とす

第一百七條 未決者及び拘留の刑を受けし者教令に順はず或ハ同監の者を煽惑し又ハ其他の規則を犯すときハ初犯の輕重を量り第百三條第百五條に準據し減食することを得

第一百八條 賞表を有する者處罰を受たるときハ賞表一個又ハ數個を褫奪す

第一百九條 無期徒刑の囚徒逃走し若クハ獄舎獄具を毀壞し又ハ暴行脅迫を爲し其他重罪輕罪を犯したるときハ三月以上五年以下兩脚又ハ一脚に鉄を施し仍ハ鐵丸を屬したる鐵索を其鉄に貫き腰間に纏帶せしめ纏帶の所以下鍵す但監房に在るも晝間ハ之を施すものとす

若し再び重罪を犯したるときハ五年以上十年以下前項の例に照して處罰す

鐵丸の重ハ二百目以上一貫目以下とし被罰者の體力に應じて之を施す丸は索尾に屬し地上に

監獄則俗解

三十一

登記法 公證人規則

轉まわすものとす其外役そのほかのやくに服つとするものは鐵丸てつがんを除はずき二人聯れん紳しんの法はふに從したがふ
第百十條 減食或は暗室あんしつの罰ばつに處おすへき者ものあるときは醫師いしやをして診視しんしせしめ身體しんたいに妨さまたげなきを證あかしして後のち之を行なふ

第百十一條 屏居へんきょ減食暗室げんじつあんしつ又は獨慎どくしんの罰ばつに處おしたる後は典獄てんごく若しくは看守長くわうしやう時々其動靜どうじやうを觀察くわんさつし
狀況じやうきやうに由より醫師いしや及び教誨師けうわいしをして之を問とはしむることあるべし

第百十二條 罰則ばつそくに處おせられたる者改悛かいしんの狀じやう著あるるときは之を免まずることを得
第百十三條 假出獄免幽閉かだつこくめんゆうへいを受うたる徒刑流刑とこけいりゅうけいの者監署かんじよの命令めいれいに違背たいはいしたるときは七日以下しちにち以下之を拘置かうぢすることを得

登記法 公證人規則

轉まわすものとする其外役ぐわいやくに服まするものは鐵丸てつがんを除き二人聯絆れんぱんの法に従ふ
第二百十條 減食或は暗室の罰に處すべき者あるときは醫師をして診視せしめ身體みに妨まなさを證あして後之を行ふ
第二百十一條 屏居減食暗室又は獨慎どくしんの罰に處したる後は典獄てんごく若くは看守長時々其勤靜きんせいを觀察くわんさつし狀況じやうきやうに由り醫師及び教誨師けうかいしをして之を問はしむることあるべし
第二百十二條 罰則ばつそくに處せられたる者改悛かいしんの狀じやう著あるゝときは之を免ずることを得
第二百十三條 假出獄免幽閉めいゆうへいを受たる徒刑流刑とけいりゅうけいの者監署の命令めいれいに違背ちはいしたるときは七日以下之を拘置かうしすることを得

登記法俗解

登記法

第一章 總則

第一條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記を請んとする者ハ本法に従ヒ地所建物ハ其所在地船舶ハ其定繫場の登記所に登記を請ふ可シ

第二條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記ハ始審裁判所長之を監督ス可シ

第三條 登記事務ハ治安裁判所に於て之を取扱ふものとす治安裁判所遠隔の地方に於てハ郡區役所其他司法大臣指定する所に於て之を取扱ハシム

第四條 登記所の位置及其管轄の區域ハ司法大臣之を定む

第五條 登記官吏ハ登記事務取扱に付てハ始審裁判所長の監督を受くるものとす

第六條 登記簿に登記を爲さる地所建物船舶の賣買讓與質入書入ハ第三者に對シ法律上ハ

なきものとす

第七條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入に付き登記すハ左の如シ

第一 地所ハ郡區町村名、字、番地、地目、反別若クハ坪數、地券面の價格

第二 建物ハ郡區町村名、字、番地、地目、構造の種類、建坪、造作の有無

第三 西洋形船舶ハ噸船、風帆船の區別、船名、番號、登簿噸數、公稱馬力、汽機及汽罐の種類

船其他必要の所屬品

第四 日本形船舶ハ船名、番號、積石噸、噸數、船其他必要の所屬品

第二章 船

第五 登記の事由

第六 金額

第七 質入書入の其期限及利息

第八 所有者及登記を受ける者の氏名住所

第九 一筆の地所又は一棟の建物を區別し賣買譲與質入書入を爲すとき其事實

第十 二番以後の書入を爲し又ハ書入に爲したるものを質入と爲し質入に爲したるものを書入と爲すとき其事實

第十一 登記の年月日

第八條 登記を請ふ者あるときハ登記官吏直に前條の概目を審査して登記簿に登記し本人に之を示し又ハ讀聞せたる上本人をして署名捺印せしめ且之に署名捺印すへし

第九條 地所建物船舶に關する差押假差押差留假差留假處分及地所建物の収益差押に付てハ

裁判所の命令書に依り登記簿に其記入を爲すへし

前項の記入ハ裁判所の命令あるときハ非されハ之を取消すとを得す

第十條 登記ハ第十五條第二項及第十六條第十七條第十八條を除くの外契約者双方の請求若クハ

ハ裁判所の命令あるときハ非されハ之を爲し又ハ變更し又ハ取消すとを得す

第十一條 登記の謄本又ハ抜書又ハ一覽を要する者ハ其登記所に出頭して之を請求するとを得

第十二條 登記官吏の職務執行上に關し不服ある者ハ管轄始審裁判所に抗告するとを得

第十三條 登記に關する取扱手續及登記簿の書式ハ司法大臣之を定む

第二章 賣買譲與

第十四條 地所建物船舶の賣買譲與に付て登記を請ふときハ契約者雙方出頭し其證書を示すハ

前項の場合に於て其物件質入書入中に係るときハ買受人讓受人に於て之を了知せる旨を申入れ其記入を請ふ可し

第十五條 家督相續に因り地所建物船舶の登記を請ふときハ雙方出頭し其證書を示す可し死亡者失踪者若クハ離縁戸主の遺留したる地所建物船舶を相續する者登記を請ふときハ親屬又親屬など近隣の戸主二名以上連署の書面を差出し且證明書類あるものハ之れを示す可し

第十六條 行政官廳の公賣處分に因り地所建物船舶の所有權を得たる者登記を請ふときハ落札證書及其代金完納の證書を示す可し

第十七條 官有の地所建物船舶の拂下又ハ無代價下渡を受け登記を請ふときハ其指令の本書若クハ達書を示す可し

第十八條 民有の地所建物船舶を官有と爲したるときハ其官廳ハ第七條の概目を示して登記を求む可し

第十九條 裁判執行上の糶賣若クハ入札に因り地所建物船舶の所有權を得たる者あるときハ裁判所の命令に依り其登記を爲すへし

第二十條 地所船舶賣買譲與の登記を受け地券鑑札の下付若クハ書換を請ふんとする者ハ登記所より登記済の證を受く可し

第三章 質入書入

第二章 賣買譲與

第二章 賣買譲與

第二十一條 地所建物船舶の質入書入に付き登記を請ふときは契約者雙方出頭し其證書を示す可し
貸借の爲めに非ずして義務を果す可き保證の爲め地所建物船舶を質入書入と爲し其登記を請
ふ者も亦前項の規定に依る可し

第二十二條 書入の地所建物船舶を重ねて書入と爲すときは第二債主に於て之を了知せる旨を
申出其記入を請ふへし書入と爲りたる地所を質入と爲し又ハ質入と爲りたる地所を書入と爲
すとき亦同し

第二十三條 質入書入契約の全部若ハ一部の解除又ハ變更に付き登記を請ふときは契約者雙
方出頭し其證書を示す可し

第二十四條 同一の地所建物船舶に付き數個の登記を爲すときは其登記を請ふ日時の前後に
り登記の順序を定むるものとす

第四章 登記料及手数料

第二十五條 地所建物船舶質買の登記に付てハ其買受人左の買買代價の區別に従ひ每一件に
登記料を納むへし

五圓未滿	五錢
五圓以上	拾錢
拾圓未滿	貳拾五錢
拾圓以上	五拾錢
廿五圓未滿	
廿五圓以上	
五拾圓未滿	
五拾圓以上	
實買代價	登記料

五拾圓以上	壹圓
百圓未滿	貳圓
百圓以上	參圓
貳百圓未滿	四圓
貳百圓以上	五圓
參百圓未滿	六圓
參百圓以上	七圓
四百圓未滿	八圓
四百圓以上	九圓
五百圓未滿	拾圓
五百圓以上	拾貳圓
千圓未滿	
千圓以上	
千五百圓未滿	
千五百圓以上	
貳千圓未滿	
貳千圓以上	
五千圓未滿	
五千圓以上	
壹萬圓未滿	
壹萬圓以上	

以上五千圓まで毎に貳圓を増加す

第二十六條 地所建物船舶讓與の登記に付てハ其讓渡人讓受人に於て時價相當の價格を定め前
條に掲ぐる金額の區別に従ひ每一件に其讓受人より登記料を納む可し

第二十七條 地所建物船舶質入書入の登記に付てハ其質入書入人ハ第二十五條に掲ぐる金額の
第三章 質入書入 第四章 登記料及手数料 登五

區別に従ひ每一件に其登記料の半額を納む可し但一件に付き金五錢より下すことを得ず

第二十八條 第二十一條第二項の登記に付てハ價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し
第九條第一項の記入に付てハ其價格の定まりたる物件ハ其價格又其價格の定まらざる物件ハ
時價相當の價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し

第二十九條 第十五條の登記に付てハ時價相當の價格を定め第二十五條に掲ぐる金額の區別に
従ひ每一件に其登記料の五分一を納む可し但し一件に付き金五錢より下すことを得ず

第三十條 左に掲ぐるものハ手数料として金五錢を納む可し
第一 登記事件の取消又ハ其變更の登記を請ふ者ハ每一枚
第二 登記の原本若しくは其抄本を請ふものハ每一枚
第三 登記の一覽を請ふ者

第三十一條 左に掲ぐるものハ登記料及手数料を要せず

第一 官廳の請求に係る登記
第二 公立の學校病院、公園及養育院に係る登記
第三 社寺、堂宇及墳墓地に係る登記

第四 人民共有の用悪水路溜池敷、堤敷、井溝敷及公衆の用に供する道路に係る登記

第三十二條 登記所に於て第二十五條第二十六條第二十八條第二項及第二十九條に従ひ届出た
る價格を不相當と認むるときハ其事關に關係なき者三名を撰ひ之を評價人と爲して其價格を
評定せしむ可し

第三十三條 評價人の評定したる價格届出の價格より増加するときハ評價に關する費用ハ其

登記料を納むるもの之を負擔す可し但し其價格届出の價格と同價又ハ低下なるときハ該費用
ハ其登記所に於て之を支辨す可し

第三十四條 評價人に選られたるものハ正當の事由なくして之を辭することを得ず

第三十五條 評價人の日當ハ登記料の見込を以て一日金二十錢より五十錢まで給すべし

第五章 罰則
第三十六條 詐偽の所爲を以て登記料を減脱し及之に通謀したる者ハ二圓以上百圓以下の罰金
に處す

第三十七條 本法に依り罰金に處する者ハ刑法の不論罪及減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす
附則

第三十八條 明治十年第二十八號布告船舶賣買書入質入手續同十三年第五十二號布告土地賣買
讓渡規則同十四年第三十號布告地券證印稅則其他從前の法律規則中本法に抵觸するものハ本
法施行の日より廢止す

第三十九條 地所賣買讓與荒地起返開墾嶽下年期明等總て地券下付書換に係る手續及其手数料
ハ大藏大臣之を定む

第四十條 登記料の登記簿に未だ登記せざる地所建物に付き登記を請ふ者ハ地所建物ハ其所在
地船舶ハ其定置場の戸長の證書を以て其所有者たること及其物件に故障なきことを示す可し
第四十一條 本法ハ明治二十年二月一日より之を施行す

公證人規則俗解

公證人規則

第一章 總則

- 第一條 公證人の人民の囑託に應じ民事に關する公正證書を作るを以て職務と爲す
- 第二條 公證人の法律命令に背きたる事件の公正證書又他の官吏の作る可き公證書類を作ることを得ず若し之を作りたるときは公正の効を有せず
- 第三條 公證人の作りたる公正證書の完全の證據にして其正本に依り裁判所の命令を得て執行する方あるものとす但刑事裁判所に偽造の訴あるときは其證書の執行を中止す可し其民事裁判所に偽造の申立あるときは其證書の執行を中止することを得
- 第四條 公證人の治安裁判所の管轄地を以て受持區とし其區内に於て司法大臣の認可を受けたる町村内に住居し其住宅に役場を設け役場に於て職務を行ふ可し但役場外に住居せんとするときは管轄始審裁判所の認可を受く可し
- 第五條 已むを得ざる事件に付て受持區内に限り役場外に於て其職務を行ふ可し
- 第五條 各區内公證人の員數は司法大臣之を定む
- 第六條 公證人は司法大臣に隸屬し控訴院長始審裁判所長の監督を受くるものとす
- 第七條 公證人其受持區内に於ては區外人の爲めにも職務を行ふ可し但受持區外に於ては何人の爲めにも職務を行ふことを得ず若し之を行ひたるときは其書類は公正の効を有せず
- 第八條 公證人は理由なくして人民の囑託を拒むことを得ず若し之を拒みたるときは囑託人の求めあり其理由を記して戻す可し

第九條 公證人の職務執行上に關し不服ある者ハ管轄始審裁判所に抗告することを得

第十條 公證人の公證人何某と刻したる方六分の役印を作り其印鑑に氏名を手書し之を管轄始審裁判所及治安裁判所に差出す可し

第十一條 公證人已むを得ざる事故ありて職務を行ふこと能はざるときは近隣の公證人に代理を囑し管轄始審裁判所に其旨を届出可し

第十二條 公證人の筆生を置き書類を作る補助を爲さしむることを得

第十三條 公證人の作る證書及謄本の用紙ハ某始審裁判所管内公證人役場と刻したる郵紙を用ふ可し

第十四條 公證人の取扱ふ可き書類左の如し

- 第一 原本 證書の本紙にして公證人の保存するもの
- 第二 正本 原本の全文を記したるものにして本文義務の執行を裁判所に願出可き旨を其末尾に記載したるもの
- 第三 抄録正本 原本の一部分を記し其末尾に前項と同一の記載あるもの
- 第四 正式謄本 原本の全文を寫したるものにして原本に代へ得可きもの
- 第五 抄録正式謄本 原本の一部分を抄寫したるものにして原本に代へ得可きもの
- 第六 謄本 原本の全文を寫したるもの
- 第七 抄録謄本 原本の一部分を寫したるもの

第二章 裁判

第八 見出帳

五六〇

第十五條 原本其他書類の本書ハ役場之を保存シ他の官吏の公證を受くる爲めの外裁判所の命令に依るに非されハ役場外に出すことを得ず

第十六條 裁判所の命令に依るの外關係外の者に書類の謄本を渡す可からず

第十七條 公證人ハ其取扱ひたる公證事件を漏洩す可からず

第二章 公證人の撰任及試験

第十八條 公證人たる可き者ハ左の件々を具備するを要す
第一 満二十五才以上なる事

第二 身元保證金を管轄始審裁判所に差入る事

第三 定式試験の及第證書を有する事但裁判官檢察官たりし者及法學士法科大學卒業生代官人ハ此條件を要せず

第四 丁年者二名以上にて其品行を保證する證書を存せる事

第十九條 保證金の額ハ土地の狀況に從ひ貳百圓以上五百圓以下に於て 豫め司法大臣之を定む

第二十條 第に掲ぐる者ハ公證人たることを得ず

第一 公權剝奪若クハ停止中の者

第二 盜罪詐欺罪賄賂收受の罪及贓物に關する罪を犯し刑を受けたる者

第三 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者

第四 官吏懲戒令に依り免職せられたる者

第二十一條 公證人を試験する場所及期日ハ司法大臣之を定め少くとも二箇月前に告示す可し

第二十二條 試験委員ハ控訴院若クハ始審裁判所の裁判官二名檢察官一名とし司法大臣臨時之を命ず

第二十三條 試験の科目ハ公證人規則、民法、訴訟法、商法其他公證人の職務に關する法律命令とす

第二十四條 公證人たらんと欲する者ハ願書に試験及第證書の寫を添へ管轄始審裁判所若クハ控訴院を経て司法大臣に差出す可し但裁判官檢察官たりし者ハ其官記法學士ハ其學位記法科大學卒業生ハ卒業證書代官人ハ其免許狀を以て及第證書に代ふることを得

第二十五條 公證人ハ司法大臣之を任す

第二十六條 試験の方法ハ筆記口述の二種とす筆記試験に合格せざる者ハ口述試験を受くることを得ず

第二十七條 試験及第者にハ及第證書を授與す

第三章 證書

第一節 證書の原本

第二十八條 公證人證書を作るにハ其囑託人の氏名を知り面識あるを必要とし且丁年者一名の立會人を要す之に違ひたるるときハ其證書ハ公證の効を有せず

公證人囑託人の氏名を知らず面識なきときハ其本籍或ハ寄留地の郡區長若クハ戸長の證明書又ハ公證人氏名を知り面識ある丁年者二名以上を以て其人を證せしむ可し之に違ひたるるときハ其證書ハ公正の効を有せず

第二章 公證人の撰任及試験

五六一

第二十九條 左に掲ぐる者ハ立會人たることを得ず

第一 公證人及囑託人の親屬雇人又ハ公證人の筆生

第二 第二十條に掲げたる者

第三十條 證書ハ其本旨の外左の件々を記載す可し

第一 公證人及立會人の族籍住所職業氏名年齢

第二 囑託人代理人なるときハ委任狀を所持したること及其本人の族籍住所職業氏名年齢

第三 囑託人後見人なるときハ後見人たるの證書を所持したること及其本人の族籍住所職業

氏名年齢

第四 郡區長戸長の證明書を以て證したるときハ其旨又證人を要したるときハ其族籍住所職

業氏名年齢

第五 證書を作りし場所及其年月日若し場所を記せず又ハ年月日の記入を遺脱したるときハ

其證書ハ公正の効を有せず

第三十一條 證書を作るにハ普通平易の語を用ひ字畫明瞭なるを要す

接続す可き字行に空白あるときハ墨線を以て之を接続す可し

數量並ニ年月日を記するにハ壹貳參肆伍陸漆捌玖拾陌阡萬の字を用ふ可し

第三十二條 度量衡貨幣の數量、名稱及曆法の法律の定むる所に従ひ之を記す可し

既に廢したる度量衡、貨幣、曆法又ハ外國の度量衡、貨幣、曆法を記せざるを得ざる場合に於て

ハ之を用ふることを得

第三十三條 證書に追加改正を爲すときハ其文字並に何行に追加改正を爲したるときは欄外又

ハ末尾の餘白に附記し公證人並に關係人捺印す可し又文中消字を爲すときハ其原字の尙存明

かに讀得可きことを要す且つ何行に若干字を消したるときは欄外又ハ末尾の餘白に附記し公

證人並に關係人捺印す可し之に違ひたるときハ追加、改正、消字の功を有せず

第三十四條 證書を作りたるときハ關係人に讀聞せ其旨を記入し然る後に公證人並に關係人ハ

自署名捺印し公證人の署名捺印などときハ其證書ハ公正の効を有せず

公證人並に關係人の署名捺印などときハ其證書ハ公正の効を有せず

若し署名する能はざる者あるときハ明治十年第五十號の布告に従ふ可し之に違ひたるときハ

其證書ハ公正の効を有せず

第三十五條 證書の綴目合目にハ公證人並に囑託人之捺印す可し

第三十六條 公證人の自己及親屬の爲めに證書を作ることを得ず其親屬他人の代理人たるとき

も亦同じ之に違ひたるときハ其證書ハ公正の効を有せず

第三十七條 公證人若し囑託人の爲め訴訟代人若しハ代言人と爲り又ハ爲りたることあるとき

ハ其訴訟事件に付き證書を作ることを得ず之に違ひたるときハ其證書ハ公正の効を有せず

第三十八條 公證人の自己親屬立會人又ハ証人の爲めに利益ある條件を證書中に記す可からず

若し之を記したるときハ其條件ハ無効とす

第三十九條 公證人の證書の原本を保存す可し若し之を保存せず又ハ亡失したる場合に於て

三十七條の手續を爲さるときハ其書ハ公正の効を有せず

第四十條 囑託人若し代理人又ハ後見人なるときハ其委任狀又ハ其證書の寫を原本に連続す可

し其寫にハ本書と對照し相違なき旨を附記し公證人並に關係人署名捺印し其寫と本書とに割

印す可し

第四十一條 證書に關係の書類ハ之を原本に連続することを得之を連続したるときハ其旨を原本の欄外又ハ末尾に附記し公證人並に關係人捺印す可し

第四十二條 原本にハ證券印税規則に定めたる印紙を貼用す可し

第二節 正本及謄本

第四十三條 正本ハ數量の定りたる金銭其他換用物若クハ有價證券の支辨に限り權利者の請求に依り之を渡す可し之に違ひたるときハ正本の効を有せず

正式謄本及抄録正式謄本の權利者の請求に依り之を渡す可し

第四十四條 正本又ハ正式謄本の原本と同時に又ハ原本を作りたる後に於て之を作ることを用原本と同時に作るべきハ關係人の面前に於てし原本を作りたる後に作るべきハ更に義務者の立會を以てす可し義務者出席せざるべきハ正本又ハ正式謄本を求むる者より管轄始審裁判所に立願し其命令に依て他の公證人一員又ハ裁判所の裁判官檢察官又ハ書記一員の立會を以て之を作る可し之に違ひたるときハ其効を有せず

裁判所の命令に依て正本又ハ正式謄本を作りたるべきハ其末尾并に原本の末尾に其旨を附記し其命令書ハ之を原本に連続す可し

第四十五條 正本又ハ正式謄本を作るときハ第三十一條第三十三條第三十四條第三項及第三十五條の規定に依る可し

正本又ハ正式謄本にハ權利者の氏各並に之を作りたる年月日及場所を記し公證人並に義務者署名捺印す可し前條第一項の場合に於てハ公證人及他の公證人又ハ裁判所の官吏署名捺印す

可し之に違ひたるときハ其効を有せず

第四十六條 正本又ハ正式謄本を渡したるときハ原本の末尾に其旨と年月日等を附記し權利者をして署名捺印せしむ可し

第四十七條 正本又ハ正式謄本の原本の亡失したるときハ管轄始審裁判所の認可を經之を原本として保存す可し

第四十八條 數事件を列記し數人各自ハ關係を異にする證書ハ權利者の請求に依り其有用の部分を抄録して正本又ハ正式謄本を作ることを得

正本又ハ正式謄本を渡したる者にハ更に抄録正本又ハ抄録正式謄本を渡す可らず又抄録正本又ハ抄録正式謄本を渡したる者にハ更に正本又ハ正式謄本を渡す可からず之を渡すと雖も其効を有せず

第四十九條 正本又ハ正式謄本の管轄始審裁判所の命令あるに非されハ再度之を渡すことを得ず之を渡すと雖も其効を有せず

再度以上正本又ハ正式謄本を得んと欲する者ハ其事由を具して管轄始審裁判所に願出つ可し管轄始審裁判所の原本を保存する公證人に其正本又ハ正式謄本を渡す可きことを命ずることある可し

其正本又ハ正式謄本にハ幾度の正本又ハ正式謄本なることを末尾に附記し公證人署名捺印す可し之に違ひたるときハ其効を有せず

第五十條 抄録正本又ハ抄録正式謄本の總て正本又ハ正式謄本と同一の手續に依り之を作る可し其効力も亦同し

第五十一條 證書の謄本及其附属書類の寫の關係人の求めに應じ之を渡す可し

第五十二條 謄本にハ原本の全文を寫し其末尾に謄本と記し公證人署名捺印す可し

第五十三條 抄録謄本にハ原本の年月日及囑託人の族籍住所職業氏名を記し末尾に抄録謄本と記し公證人署名捺印す可し

第五十四條 管轄始審裁判所の令に依り關係外の者に謄本を渡したるときハ其命令書を原本に連続し末尾に命令書を受けたる旨並に年月日を附記し受取人をして署名捺印せしむ可し

第三節 見出帳

第五十五條 公證人の見出帳を作り記入前管轄始審裁判所に差出し綴目合目に其所長の官印を受く可し

第五十六條 見出帳にハ日々取扱ひたる書類中より第三十一條及第三十三條の規定に従ひ左の件々を記入す可し

第一 囑託人の住所氏名

第二 書類の番號種類

第三 書類を取扱ひたる年月日

第四節 兼任及書類の授受

第五十七條 公證人死去失踪免職 辭職轉職又ハ他の役場に轉して直に後任者の命せられざる場合又ハ停職の場合に於てハ管轄始審裁判所の近隣の公證人に命じて其事務を兼任せしむ可し

役場を廢したるときハ書類の引繼を近隣の公證人に命ず可し

第五十八條 前條の場合に於て兼任者なきとき其他必要と見認むる場合に於てハ管轄始審裁判所ハ直に其役場の書類に封印を爲すべし

第五十九條 公證人免職 辭職轉職又ハ他の役場に轉したる場合に於てハ後任者又ハ兼任者の前任者と立會ひ書類の提要目錄を作り共に署名捺印して授受すべし

死去失踪其他の事故に因り引渡人なき場合に於てハ後任者又ハ兼任者の管轄始審裁判所の官吏と立會ひ提要目錄を作り受取るべし書類封印後に命せられたる後任者又ハ兼任者の管轄始審裁判所の官吏と立會ひ封印を解き提要目錄を作り受取るべし

後任者又ハ兼任者の提要目錄を作りたる日より一月以内に其目錄の寫一通を管轄始審裁判所に差出すべし

第六十條 公證人停職の場合に於てハ兼任者の第五十九條の手續を爲すに及ハず書類の保存ハ停職者之を擔當すべし

兼任者の停職者の役場に於て其職務を行ふべし

第六十一條 兼任者引繼の書類を更に他の公證人に引渡すときは其命を受けたる日より三日以内に自己の引繼きたるときは目錄に依り引渡を爲し其始末書を作り受繼人と共に署名捺印すべし

受繼人の始末書を作りたる日より一月以内に其寫一通を作り管轄始審裁判所に差出すべし

第六十二條 停職者復任するときハ管轄始審裁判所より兼任者に解任を命ずべし

第六十三條 前任者の作りたる原本に依り後任者正本又ハ謄本を渡すときハ其受繼人たる旨を附記すべし

本任者の作りたる原本に依て兼任者正本又ハ謄本を渡すときハ兼任者たる旨を附記すハシ

第四章 手数料及旅費日當

第六十四條 公證人ハ此章に定めたる程限に従ひ嘱託人より手数料及旅費日當を受くることを得

第六十五條 手数料は原本一枚に付き貳拾五錢正本及謄本ハ一枚に付き拾錢但一行二十字二十行を以て一枚とし十行以上は一枚十行以下ハ半枚を以て算す

第六十六條 嘱託人の求めに依り先づ證書の草案を渡し後其原本を作りたるときハ草案の手料を別に請求することを得す但其原本を作らざるべきハ原本手数料の半額を受くることを得

第六十七條 公證人其役場より一里以外の地に在て職務を行ふときは往返とも旅費として一里毎に貳拾錢を受くることを得其職務を行ふ爲め或ハ災變の爲めに其場所又ハ途中に滞留するときは日當七拾錢を受くることを得

第六十八條 兼任者本任者に代りて其職務を行ふときハ其手数料ハ總て兼任者之を受く可し

第六十九條 手数料の外證券印紙並に野紙の代價ハ嘱託人より之を受くることを得

第七十條 嘱託人の求めあるときハ手数料等の計算書を與ふべし

第七十一條 手数料等に係り争の生じたるときハ其金額に拘はらず管轄始審裁判所に訴ふ可し

第七十二條 公證人此規則を犯したる時は管轄始審裁判所に於て第七十三條より第七十六條までに定めたる規定に依り處分す可し

第七十三條 左の違犯は五十錢以上一圓九十五錢以下の過料に處す

第八條に違ひたる時

第十一條に違ひたる時

第十三條に違ひたる時

第三十條の第一第二第三第四の規定に違ひたる時

第三十一條の第二項又は第三項に違ひたる時

第三十二條の第一項に違ひたる時

第三十四條の第一項に違ひ讀聞せしことを記入せず又ハ肩書を爲さハリし時

第三十五條に違ひたる時

第四十條に違ひたる時

第四十一條に違ひたる時

第四十二條に違ひたる時

第四十四條の第二項に違ひたる時

第四十六條に違ひたる時

第五十二條に違ひたる時

第五十三條に違ひたる時

第五十四條に違ひたる時

第五十五條に違ひたる時

第五十九條の第四項に違ひたる時

第六十一條に違ひたる時

第一章 證書

第六十三條に違ひたる時

第七十四條 左の違犯は貳圓以上五圓以下の過料に處す

第四十三條に猶ひたる時

第四十四條の第一項に違ひたる時

第四十五條の第二項に違ひたる時

第四十八條の第二項に違ひたる時

第四十九條第一項又は第三項に違ひたる時

第七十五條 左の違犯は五圓以上三十圓以下の過料に處す

第二條に違ひたる時

第七條に違ひたる時

第十條第二項に違ひたる時

第二十八條に違ひたる時

第三十條の第五の規定に違ひたる時

第三十三條に違ひたる時

第三十四條の第二項又は第三項に違ひたる時

第三十六條に違ひたる時

第三十七條に違ひたる時

第三十八條に違ひたる時

第三十九條に違ひたる時

第七十六條 左の違犯ハ一月以上四月以下の停職に處す

第四條の第一項に違ひたる時

第十五條に違ひたる時

第十六條に違ひたる時

第十七條に違ひたる時

第七十七條 前數條に掲げたる懲罰處分に對し不服あるときは管轄控訴院に抗告することを得

但抗告は其處分の執行を停止するの効力なきものとす

第七十八條 公證人停職に當る所爲三度に及ひたるときは司法大臣其職を免す

第二十條の第一第二第三に記載したる處分を受け又は身許保證金を差入れるとき亦前項に

同じ

第七十九條 公證人此規則を犯したるに依り他人に損害を生せしめたるときは之を賠償す可し

明治廿一年十一月四日 印刷
同 年十一月七日 出版

定價金三十錢

編輯兼
發行者

森 仙 吉
日本橋區鬮町四丁目十一番地

印刷者

永井 鏝 之 丞
小石川區掃除町三十三番地

發兌

鶴 聲 社
日本橋區鬮町四丁目十一番地



